



発信年月日：平成28年9月1日

所属部課	所属長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-22-5294
消防本部	消防長 中原 弘文	総務課長 杉村 俊宏		FAX 0837-22-0428
件名	サザエの不法採捕に係る関係者の処分について			

平成28年8月15日に記者発表しました、長門市消防職員によるサザエ不法採捕に係る処分について、長門市職員分限懲戒審査会において、下記のとおり処分を決定したので発表します。

記

1 事実経緯

平成28年7月30日(土)、午前11時頃、長門市油谷大浜海水浴場において、長門市消防職員5名が大浜海水浴場において遊泳していたところ、その内の1名(消防士、28才)が、漁業権がないにもかかわらずサザエ9個(420g)を採捕し、仙崎海上保安部職員による取り調べを受けたもの。

2 処分 (平成28年9月1日付)

- ・不法採捕した28才消防士を懲戒処分として 減給1/10、1箇月
- ・不法採捕の事実を黙認した30才消防士長を文書訓告
- ・その他3名の消防士を口頭訓告

3 職員の綱紀粛正

8月15日 消防本部朝礼において、消防長から再発防止及び綱紀粛正を徹底した。

〃 企画総務部長から、市役所組織全体に向け綱紀粛正を徹底した。